

質 問 回 答

2021年11月24日

「(案件名)東ティモール国重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上プロジェクト」

(公示日:2021年11月10日/調達管理番号:21a00808)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6 第1章 企画競争の手続き (6)見積書 3) a)	「テトウン語⇔日本語」の翻訳費用を17万円計上することになっているが、これは「テトウン語⇔英語」の間違いとの理解でよいか？成果3でポルトガル語への翻訳も必要であると考えが計上の必要はないか？	「テトウン語⇔英語、ポルトガル語⇔英語」の合計17万円を本見積りに定額計上ください。
2	P6 第1章 企画競争の手続き 4) a) P22 第3章 特記仕様書案 第6条 注釈11	P6には「調達・財務管理(10人月)」と記載されているが、P22注釈11「調達・財務管理(15人月)」と記載されている。どちらかが正しいか？	「調達・財務管理(10人月)」が正しいです。
3	P20 第3章 特記仕様書案 第6条 (1) 4)	プロジェクト期間は2022年5月～2027年4月であるが、契約期間は2027年7月までになっている。この場合、現地渡航は2027年4月までとの理解でいるが、「Annual performance report 6」や「精算報告書(2027年7月)」は2027年4月以降の提出になる。4月までの情報で作成すると4月～6月末までの情報(東ティモール政府の支出等)はカバーされないが問題ないか？	契約期間終了後はJICA 東ティモール事務所、地球環境部を中心に Annual performance report や精算報告書を取りまとめいくことを予定しています。プロジェクト期間終了後も契約期間中は遠隔で可能な限り東ティモール政府への支援を実施していただくことを想定しています(PDMにかかる活動ではなく、本契約書に定める活動であるため)。また、契約期間終了後にはJICAと東ティモール間でGCFへの精算報告に関する連携が取れるよう、本契約内で東ティモ

			ル政府への精算取りまとめに関する技術移転を行っていただくことを想定しています。
4	P23 第3章 特記仕様書案 第6条 (2) 4)	<p>先行案件で調達する機材のうち MAF 事務所と記載があるものは供与機材であり、政府職員が利用するものとの理解でよいか？</p> <p>上記の理解でよい場合、別途プロジェクトチームが管理・利用する機材が必要であると理解するが、このような機材がある場合は、コンサルタントが業務実施に必要な機材として提案してよいか？</p>	<p>先行案件で調達する機材のうち、MAF 事務所と記載のあるものは供与機材であり、政府職員が利用する機材を指しています。</p> <p>プロジェクトチームが管理・利用する機材についてはプロポーザルにて提案いただき、本見積に計上ください。</p>
5	P24 第3章 特記仕様書案 第6条 (3) 3)	<p>東ティモール政府内の証憑原本を整理するよう指示があるが、東ティモール政府は、政府支出を政府のルールで管理・保管しており、それをプロジェクトが管理することは難しいと判断する。従い、プロジェクトチームのタスク(責任)としては、東ティモール政府へ対して原本を確保するよう依頼/働きかけをるところまでという理解でよいか？</p>	<p>東ティモール政府内の証憑原本整理については、GCF より依頼のある際にスムーズに提示できるよう、東ティモール政府に原本を整理していただくよう依頼/働きかけをするとともに、必要に応じ整理・保管方法等についてアドバイスしていただくことを想定しています。</p>
6	P28 第3章 特記仕様書案 第7条 (2)	<p>半年ごとに提出する精算報告書は通常の JICA 出納簿の形で人件費や一般業務費を報告・提出するのか？また、提出先が本部の場合は 6 月末や 12 月末のタイミングで全ての領収書を日本へ持ち帰る必要があるが、そのような理解でよいか？あるいは JICA 東ティモール事務所へ提出するのか？</p>	<p>本契約に含まれる経費については、通常の精算報告書の様式で、報酬、直接経費を全て記載の上、本部調達・派遣業務部にご提出ください。精算報告書の確認についてはPDFデータでの提出でも可能とし、証憑については最終的に弊機構で保管させていただきますので、追って証憑が手元に揃った段階で原本一式を提出するという方法も可とする想定です。</p>

7	P47 第3章 特記仕様書案 第8条 (1) 5)	業務完了報告書の部数と言語の想定は何か？	業務完了報告書は本契約の完了を報告するものであるため、和文1部となります。
8	P53 別紙1 2. GCF案件にかかる資金の管理及び経理処理 (4) 6) (ウ)	半年ごとに提出する精算報告書でチェックを受けた領収書類は半年ごとに精算額として確定されるとの理解でよいか？ 例えば、第1期終了時点で第1期全体の精算書類を再度提出する必要はなく、第1期終了直前の半年分のみを提出して精算払いの金額が確定するとの想定でよいか？	ご理解の通り、半期ごとに確定させていただきますので、第1期終了時に確定分書類等を再度提出いただく必要はありません。 ただし、過去の確定額が分かるように、契約金額精算報告内訳書に半期ごとの確定額を記載願います。

以上